

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

市道整備事業（ボールパーク関連）において、年度内に用地取得が完了しないことから、公有財産購入費を翌年度に繰越して使用することに伴い、繰越明許費の追加が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和2年3月25日

北広島市長 上 野 正 三

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度北広島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	13,337